

Information

【国家公務員倫理審査会からのお知らせ】

12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です！

国家公務員倫理審査会事務局より国家公務員倫理週間について、以下のとおり案内がありました。国家公務員倫理審査会では、12月1日から7日までを「国家公務員倫理週間」に設定し、各種啓発活動を行うこととしています。皆様これを機に、「国家公務員倫理」をちょっとのぞいてみませんか。

国家公務員倫理週間 12月1日～7日**企業の皆様へのお知らせです**

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 皆様との会合、皆様からの贈与などについては、国家公務員にとって禁止行為に当たる場合もありますので、特にご留意ください。

- 国家公務員は、「利害関係者」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者等）との間で、例えば以下の行為が禁止されています。
 1. 金銭、物品等の贈与を受けること
 2. 無償の役務の提供を受けること（例：社用車による送迎）
 3. 供給接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）
- 国家公務員は、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供給接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は・・・

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9：30～18：15）

【WEB】 

通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、
通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

企業の皆様と国家公務員が接触する際、国家公務員には一定のルールがあります。

「利害関係者」(契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者等)との間で、たとえば以下の行為が禁止されています。

1. 金銭、物品等の贈与を受けること
2. 無償の役務提供を受けること(社用車による送迎など)
3. 供応接待を受けること(「割り勘による飲食は可能」)

また、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。その他にもさまざまな禁止行為・規制行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会Webサイト(<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)をご参照下さい。

なお、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】03-3581-5344(土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く、9:30～18:15)

【FAX】03-3581-1802

【Webサイト】<http://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.htm>

※通報された方々の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

【電話】03-3581-5311(代表)